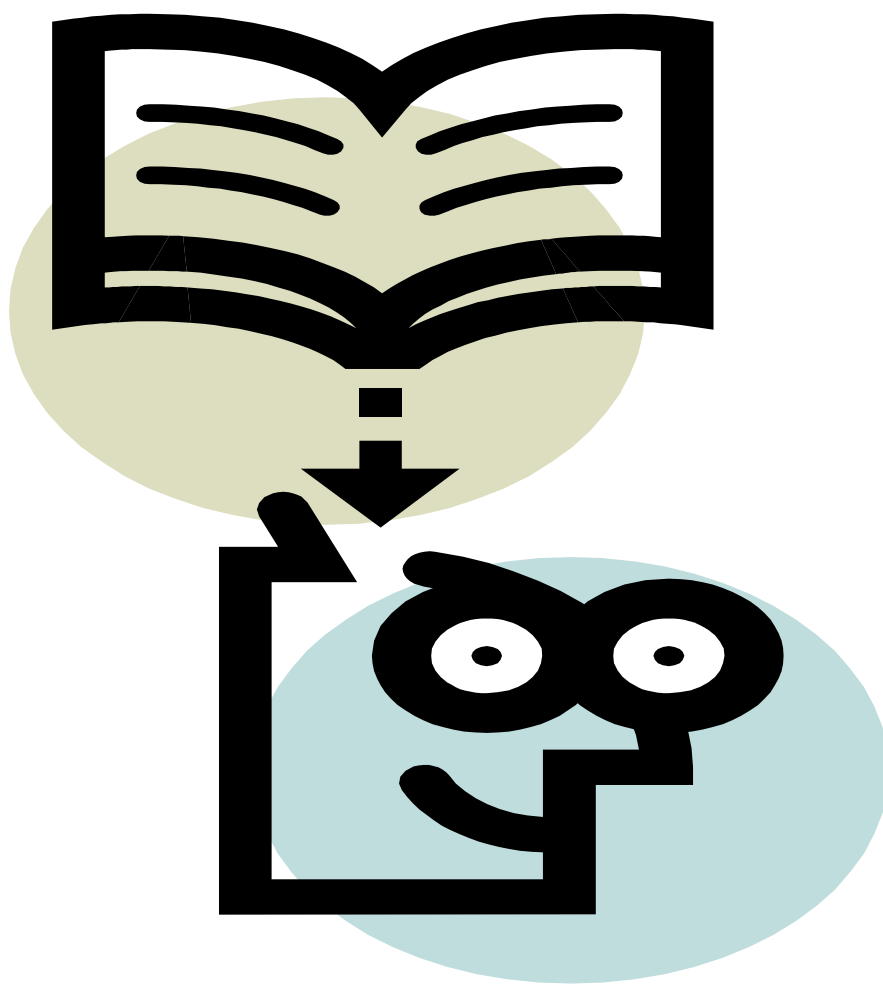


認可地縁団体の手引 (自治会等法人化)

(2020.3 改訂版)



白井市 市民活動支援課

目次

1. 認可地縁団体とは
2. 法人化のメリット・デメリット
3. 法人化の対象団体
4. 法人化の要件
5. 認可事務の流れ
6. 法人化のための事前準備
7. 法人化のための規約づくり
8. 法人化のための名簿づくり
9. 認可申請手続き
10. 認可地縁団体の自治会等運営
11. 認可告示後の手続き
12. 認可の取消しと解散
13. 税金関係
14. 認可地縁団体に関する証明書
15. Q & A

1. 認可地縁団体とは

これまで、自治会・町内会(以下「自治会等」)は、法律上いわゆる「権利能力なき社団」と位置付けられていることから土地や集会施設などの財産を保有している場合、当該団体の名義での不動産登記ができませんでした。

そのため、不動産の登記名義を会長個人あるいは役員の共有名義にしなければならないことから、名義人の死亡による相続の問題等保有資産をめぐってトラブルが生じていました。

このような問題を解消するために、不動産を保有或いは保有を予定している自治会等が法人格を取得し(以下「法人化」)、当該団体名義での不動産登記を可能にしようとするために、平成3年4月2日施行の地方自治法の改正により、新たに創設された制度です。

この法人として認可を受けた自治会等を「認可地縁団体」といいます。

2. 法人化のメリット・デメリット

メリットは、自治会等名義で不動産登記ができることです。これにより、一度自治会等名義で登記すれば、以後代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。

デメリットは、地方自治法に準じた規約への変更が必要になり、会の運営も民主的な運営が求められることに加え、規約の変更、会の解散、財産の処分等の条件が厳しくなることが挙げられます。

3. 法人化の対象団体

この制度は、不動産等の財産を保有しているか、保有を予定している団体で一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された自治会等を対象とし、次のような団体は対象になりません。

- ①構成員に対して住所以外に性別や年齢などの属性を必要とする団体
(老人会、子ども会、婦人会など)
- ②特定の活動だけを行う団体
(スポーツ団体、自然環境保護団体など)
- ③不動産等を保有していない(保有予定がない)団体

「不動産等」とは、不動産または不動産に関する権利で、
イ. 不動産登記法第3条各号に掲げる土地及び建物に関する権利
ロ. 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、
抵当権
ハ. 登録を要する金融資産(国債、地方債、社債)をいいます。

4. 法人化の要件

自治会等が法人化するためには市長の認可が必要となります。認可を受けるための要件は次のとおりです。【地方自治法第260条の2第2項】

- ①その区域の住民相互の連携、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町会活動のことです。

現に活動を行っていることと認めるには、過去2年以上の活動の実績とともに、現在活動していることが必要です。

- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

区域・範囲が、図面や地番などにより、客観的にわかる状態であることを意味します。他の自治会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

その区域に住む全ての個人が入会を希望した場合加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とは、その区域の全住民(自治会・町会に加入していない人を含む)の過半数です。

- ④規約を定めていること。

①目的②名称③区域④主たる事務所の所在地⑤構成員の資格に関する事項⑥代表者に関する事項⑦会議に関する事項⑧資産に関する事項が定められていることが必要です。なお、八つの事項は必ず定める必要がありますが、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

6. 法人化のための事前準備

認可申請を行う前に、当該自治会等の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の意志決定をします。併せて認可要件に合った

- ・規約の決定
- ・構成員の決定
- ・代表者の決定
- ・保有資産の確定 などを審議し決定しておくことが望まれます。

■進め方

まずは「法人化推進委員会」を設置しましょう。

法人化までの期間は、自治会等の事情により違いはありますが、概ね1年程度かかりますので、効率良く最後まで責任をもって事務を進めるためには、「法人化推進委員会」を組織することが望ましいと思います。

人数については3人程度が一般的です。そして、「法人化推進委員会」が法人化について自治会員からの質問を受けたり、説明を求められるケースが予想されますので、理解を深めることが大切であると考えます。

法人化へのスケジュール例

4月 総会

- ・法人化を進めることについての承認
- ・法人化推進委員会を組織、委員の選任

5月 法人化推進委員会の勉強会

※ご希望があれば、市民活動支援課の職員が委員の皆さんを対象とした説明会を行います。

6月～自治会員を対象に説明会の開催、回覧の配布

※会員に向けて周知します。

8月～規約改正案の作成

※市民活動支援課と協議しながら作成します。

3月 総会

- ・規約の改正
- ・法人化申請の決議

翌年

4月～構成員名簿作成

- ・会員全員の氏名と住所を記載した名簿

5月 市への申請

6月 地縁法人として認可

7月 不動産登記（法務局）

●臨時総会を開催すれば、期間を短縮することもできます。

7. 法人化のための規約づくり

法人格を得る上では、規約を定めて名称や目的を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。規約には、次の8つの事項が必ず定められていなければなりません。

なお、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。

①目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、当該団体の権利能力の範囲を明確にするためにも活動内容をできるだけ具体的に定めることが望まれます。

②名称

特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないよう注意してください。

(例：商工会でないものが、「…商工会」という名称を用いるなど)

③区域

活動の基盤となる区域を定めます。地番・住居表示により表示してください。また、河川、道路等客観的な表示方法でも構いません。

(図面添付)

④主たる事務所の所在地

主たる事務所1か所を定めます。会長の自宅や集会施設に置くこととするのが一般的ですが、この所在地が当該団体の住所になります。集会施設に置く場合は、「白井市〇〇△丁目△△に置く」のように住居表示等により定めます。

⑤構成員の資格に関する事項

「区域に住所を有する個人」の他に、年齢や性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。なお、法人も表決権のない賛助会員として参加できることとすることは可能です。

⑥代表者に関する事項

代表者の選任方法、任期、代表者の権限、職務等を定めます。

代表者の他に、役員として副会長、監事、会計、書記を置くことが考えられますが、監事がその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査する役職上避ける必要があります。

また、地方自治法第260条の5から同法第260条の10の規定が適用されますので留意してください。

⑦会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議事事項等を定めます。

また、地方自治法第260条の13から同法第260条の19の規定が適用されますので留意してください。

⑧資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分等の管理方法等を定めます。

また、地方自治法第260条の4の規定により財産目録の作成が義務づけられていますので留意してください。

なお、負債財産は規定する必要はなく、保有資産の構成は、「別紙保有資産目録に記載する資産」と定めることができます。

8. 法人化のための名簿づくり

法人の認可申請には、氏名及び住所（個人単位）を明記した構成員名簿の添付が必要です。この名簿により相当数のものが現に構成員になっているかを判断します。

※相当数とは・・・

$$\frac{\text{構成員名簿の人口}}{\text{区域に住んでいる全人口（子供、未加入世帯を含む）}} > 50\%$$

- ・ 構成員は、個人で年齢性別等を問いませんので、会員である場合には子供でも氏名を記載する必要がある点に注意してください。

9. 認可申請手続き

法人の認可申請は、あくまでも当該団体の自主的判断（総会の議決）により行うもので、申請にあたっては認可申請書（様式1）に次の書類を添えて、当該自治会等の代表者が白井市長に対し申請してください。

○申請書類

- ①認可申請書
- ②規約
- ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの。
- ④構成員の名簿（様式2）
- ⑤保有資産目録又は保有予定資産目録（様式3・4）
- ⑥良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類（事業報告書、収支決算書等、団体の活動の実績を示す報告書）
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類
代表者について決定したことを記した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の押印のあるもの及びこれについて代表者が承諾したことを証する署名押印のある承諾書。（様式5）
- ⑧その他
必要に応じ、規約で定める区域を示した図面等。

10. 認可地縁団体の自治会等運営

① 総会の開催について

認可地縁団体は、少なくとも年1回は通常総会を行わなくてはなりません。法人化後、自治会等運営で大きく変わってくるのは総会を開催する際の定足数と表決権です。

認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々1個の表決権を有することになります。(世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能である解されていますが、規約の変更、財産処分、解散の議決及び代表者や監事の選任など重要事項に適用することはできません。)

② 事務

○財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に置いてください。

○構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更ごとに訂正してください。

③ 規約を変更するとき

規約を変更する場合には、事前に市の確認を受けたうえ、自治会等の総会で「規約変更の決議」が必要となります。その後、代表者が以下の書類を提出して申請することになります。

○申請書類

- ・規約変更認可申請書
- ・規約変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録）

④ 代表者が変更になったら

代表者が変更になった場合には告示事項の変更の届け出をする必要があります。この届け出がされない限り代表者の告示事項は変更になりませんので、注意してください。

○届出書類

- ・告示事項変更届出書
- ・代表者の変更を総会で決議したことを証する書類（総会議事録）

⑤ 告示事項の変更（主たる事務所の変更など）

「設立目的」、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「区域」、「代表者に関する事項」などについて告示をしています。

告示した事項に変更があった場合、告示事項変更の届出が義務付けられています。

○届出書類

- ・告示事項変更届出書
- ・総会議事録（告示事項が変更となったことが分かる書類）

11. 認可告示後の手続き

① 証明書の発行

土地・建物を自治会等名義で登記する場合等

ア) 証明書は証明書交付申請書（様式 6）による請求に基づき、地縁団体台帳の写しをもって交付します。

イ) 証明書の交付手数料は 1 通 3 0 0 円（白井市手数料条例第 2 条）

ウ) 請求は郵送でもできますが、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

② 法人登記

地縁団体としての法人登記は、白井市が行う告示をもってこれに代わることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、この告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできません。

③ 不動産登記

地縁団体の保有資産の登記は、白井市長が発行する証明書を添付し申請することになりますが、他の書類も必要になりますので、所轄の法務局と相談してください。

12. 認可の取り消しと解散

① 取り消し

認可地縁団体が以下の 1 つに該当するときは、市長は認可を取消すことがあります。

- ・ 4 つの認可の要件（P 3）のいずれかを欠くことになったとき
- ・ 不正な手段により認可を受けたとき

② 解散等

認可地縁団体が以下の 1 つに該当するときは、認可地縁団体は解散します。

- 不動産を所有しなくなったとき
- 規約で定める解散事由が発生したとき
- 破産手続開始の決定がなされたとき
- 白井市長が認可を取消ししたとき
- 総会で解散を決議したとき
- 構成員が著しく減少したとき

13. 税金関係

税金関係については、地縁団体認可の前後で基本的には変更はありません。なお、詳細はそれぞれの関係機関にお問い合わせください。

（注）不動産の保存登記・移転登記の際は、その評価額に対して登録免許税がかかります。

14. 認可地縁団体に関する証明書

認可地縁団体に対して、市は以下の二つの証明書を発行しています。
申請の方法及び手数料は次のとおりです。

認可地縁団体証明書：300円/1通【白井市手数料条例第2条】

【手続方法】

告示事項証明書交付請求書（P. 19）を市民活動支援課に直接、または郵送で送付ください。郵送の場合切手を貼った返信用の封筒を必ず同封してください。

【注意事項】

告示事項に変更が生じたときは、告示事項変更届出書（P. 20）により、告示事項の変更の届出を行ってください。
証明書の発行は、市が登録事項を確認し、告示した後となりますので、変更届出後2週間程度後となります。

認可地縁団体印鑑登録証明書：300円/1通【白井市手数料条例第2条】

【手続方法】

①認可地縁団体印鑑登録の申請

認可地縁団体の代表者が認可地縁団体印鑑登録申請書（P. 22）に、登録する認可地縁団体の印鑑、代表者個人の印鑑登録証明書、運転免許証などの申請を行う者の本人確認書類を添えて、市民活動支援課に印鑑登録の届出をしてください。

②印鑑登録

市は、申請に基づき印鑑登録を行います。（1週間程度かかります。）

③認可地縁団体印鑑登録証明書の申請・発行

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（P. 23）と、登録した認可地縁団体の印鑑、申請手続を行う者の本人確認書類を添えて、市民活動支援課窓口で直接、証明書の発行を申請してください。

【注意事項】

※印鑑登録証明書の発行は、時間がかかりますので、あらかじめご連絡ください。

※代理の方が手続を行う場合は、代表者本人が記入した代理人への委任状と、運転免許証などの代理人の顔写真のついた本人確認書類が必要です。

※登録した印鑑を紛失した場合、代表者が変更となった場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（P. 24）により、速やかに廃止の手続きをしてください。

※届出事項の変更が明らかな場合、市が印鑑登録の廃止を行う場合があります。

登録できる印鑑

- ・変形しにくい素材で作られていること。（ゴム印は登録できません。）
- ・直径8mm以上、30mm以内の長方形に収まる鮮明な印影であること。
- ・印影から、認可地縁団体の印鑑であることがわかること

Q&A

- Q. 1 認可地縁団体になると、市の指揮監督下におかれるのですか？
A. 1 市は自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を満たしているかを確認するもので、指揮監督下におくものではありません。
- Q. 2 未成年者を構成員から除外することは可能ですか？
A. 2 地縁団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。よって、未成年者であることをもって構成員から除外することはできません。
なお、未成年者の表決権の行使に当たっては、民法の規定に従って法定代理人(親権者)の同意を要することになります。
- Q. 3 会員は個人となるが会費はどうするのですか？
A. 3 従来どおり、世帯単位で徴収するのが、一般的であると考えます。
- Q. 4 構成員には個人のみを認め、法人が認められないのはなぜですか？
A. 4 地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられることから、構成員とはなり得ないとされています。なお、法人については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられます。
- Q. 5 申請時に提出する会員名簿はどのようなものですか？
A. 5 構成員の氏名・住所のみを記載したもので結構です。
- Q. 6 規約変更時の手続きはどのようにすればよいですか？
A. 6 規約変更する場合は、事前に市民活動支援課で変更内容について審査を受けたうえで、総会での議決を受けて変更することになります。会費等、変更の可能性がある項目については、別途細則に定めることもできます。なお、細則の規定、変更については市の審査は必要ありません。
- Q. 7 会員名簿の内容に変更があった場合、市に届け出るのですか？
A. 7 市への名簿を提出するのは認可申請時のみです。その後、内容に変更があった場合は、自治会等内で管理する名簿への訂正を加えていただければ結構です。

資料目次

1. 認可申請書 (様式 1)
2. 構成員名簿 (様式 2)
3. 保有資産目録 (様式 3)
4. 保有予定資産目録 (様式 4)
5. 承諾書 (様式 5)
6. ○○総会議事録
7. 告示事項証明書交付請求書 (様式 6)
8. 告示事項変更届出書 (様式 7)
9. 規約変更認可申請書 (様式 8)
10. 認可地縁団体印鑑登録申請書
11. 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
12. 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書
13. ○○○自治会の法人格取得について
14. 委任状、議決権行使書
15. 自治会規約参考例

(様式 1)

令和 年 月 日

白井市長

認可を受けようとする地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

⑩

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員名簿
4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
6. 申請者が代表者であることを証する書類

(様式3)

保有資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1. 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所在地

イ 土地

地 目	面 積	所在地

2. 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

(様式4)

保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

1. 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の 所在地

2. 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

(様式5)

承 諾 書

私は、
自治会（区・町会・町内会）の代表者となり、当該地縁団体の法人化申請することを承諾します。

令和 年 月 日

⑩

令和 年度 総会議事録

1. 日 時 令和 年 月 日 (時～ 時)

2. 会 場

3. 議 事

4. 総会の成立 会員総数 名
出席者 名
欠席者 名
委任状 名

よって総会定足数を満たし総会が成立した。

5. 議事の審議 (具体的に記述する。)

6. 議 決

当議事については、出席者 名の内、
賛成 名
反対 名で規約第 条第 項のとおり
可決された。

以上の議事録は、総会議事内容に相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

議 長 印
議事録署名人 印
議事録署名人 印

(様式 6)

告示事項証明書交付請求書

令和 年 月 日

白井市長

住 所

氏 名

印

次のとおり、地縁による団体に係る告示された事項についての証明書の交付を受けたいので、地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の規定により請求します。

記

1. 請求に係る地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
2. 証明書部数 部

(様式 7)

令和 年 月 日

白井市長

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

2. 変更の年月日

3. 変更の理由

(様式 8)

令和 年 月 日

白井市長

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

⑩

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

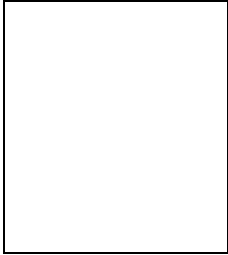
(別添書類)

1. 規約変更の内容及び理由を記載した書類
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

（あて先）白井市長

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地		
	（登録資格） 氏 名	（ 印	生 年 月 日 昭和 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書____ 枚の交付を申請します。			
申請者	1 本人	住所	
	2 代理人	氏名	印

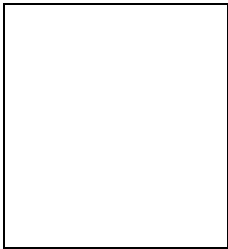
（注意事項）

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「（登録資格）氏名」欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

（あて先）白井市長

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称		
	認可地縁団体の主たる事務所 の所在地		
	（登録資格） 氏名	（ ） 印	生年月日 昭和 年 月 日
	理由		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。			
申請者	1 本人		
	2 代理人		
		住所	
		氏名	印

（注意事項）

- この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 「（登録資格）氏名」欄の（ ）には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合は、当市に登録されている代表者等の個人の印鑑を「（登録資格）氏名」欄の氏名の次に押印し、その個人の印鑑に係る印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。
- 「申請者」欄は、該当する番号を○で囲んでください。また、申請者が本人及び代理人のいずれの場合も申請者の住所及び氏名を記載の上、押印してください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

自治会員各位

〇〇〇自治会
会長 白井一郎

〇〇〇自治会の法人格取得について(ご案内)

〇〇の候 自治会員の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、役員の名義になっておりました本自治会所有の〇〇集会所については、法人格を取得し〇〇〇自治会名義で不動産登記をすべく準備を進めているところです。

つきましては、法人格取得の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

○法人格取得の目的

不動産登記を自治会名義ですることが可能となり、代表者が変更となっても登記変更する必要がなくなります。

○自治会規約の変更

法人格を取得するためには、規約を所定の要件を満たすものに変更する必要があります。なお、規約の変更は総会の議決を要します。

○構成員名簿の作成

新規約では、構成員(会員)は原則個人単位(子どもから大人まで)となります。構成員名簿は市への法人化申請手続き資料として提出します。なお、構成員名簿には、住所と氏名を記載する必要があります。

※構成員名簿は、後日回覧のうえご協力いただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委任状

参考例

私は〇〇〇〇を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

令和〇〇年度●●●自治会定期総会議案に関すること。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所
氏名

印

議決権行使書

参考例

私は令和〇〇年度●●●自治会定期総会の議案につき下記のとおり議決権を行使します。

第1号議案	(賛	・	否)
第2号議案	(賛	・	否)
第3号議案	(賛	・	否)
第4号議案	(賛	・	否)
第5号議案	(賛	・	否)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所
氏名

印

自治会規約参考例

説明：認可地縁団体規約には、地方自治法第260条の2からの認可地縁団体に関する規定に従ったものとする必要があります。

〇〇〇自治会規約

8つの必要事項

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧物の回付等区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備に関する事。
- (3) 防犯、防火及び防災に関する事。
- (4) 福祉の向上、健康増進に関する事。
- (5) 祭事に関する事。
- (6) 集会施設の維持管理に関する事。
- (7) その他会の目的達成に関する事。

【解説】

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行う必要があります。

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

【解説】

地方自治法上、団体の名称についての制限はありません。

(区域)

第3条 本会の区域は、白井市〇〇丁目△△番××号から〇〇丁目△△番××号までの区域とする。

【解説】

地縁による団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があります。地番又は住居表示により表示することが最も望ましいのですが、河川や道路などで区域を特定することも可能です。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、白井市□□丁目△△番××号に置く。

【解説】

この所在地が、団体の住所となります。主たる事務所は、代表者の自宅に置く、または集会施設に置くこととするのが一般的です。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

【解説】

自治会への加入は一般的に世帯単位が実情(1世帯1会員)ですが、認可地縁団体は地方自治法により、加入は個人単位となります。なお、区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。また、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できることとすることは可能と考えられます。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

【解説】

規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約で定める必要があります。ただし、規約の改正は第36条に定める特別議決事項となるため、表記のように定めて、会費の徴収単位や金額の具体的な定めはこの規約本文ではなく、年1回の通常総会で各年度ごとに定めることが適当です。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときには、その資格を喪失する。

【解 説】

会費未納が長期になるなど会員としての義務の著しい違反等があった場合には一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、慎重な手続等の下に資格を停止するような取り扱いとする必要があります。

第 3 章 役員

(役員の種類)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) その他の役員 〇名
- (4) 会計 〇名
- (5) 監事 〇名

【解 説】

地方自治法第 260 条の 5 により代表者(会長) 1 名を必ず選出しなければなりません。

また、地方自治法第 260 条の 11 により 1 人又は複数名の監事を置くことが適当です。

(役員を選任)

第 10 条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は他の役員を兼ねることはできない。

【解 説】

役員を選任は総会において行うことが適当であり、監事については、会務の執行を監査する役職上、他の役員との兼職は避ける必要があります。

(役員の職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第 12 条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【解 説】

役員任期は、法律上特に規定はなく、自主的に定めてください。

第 4 章 総会

（総会の種別）

第 1 3 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【解 説】

通常総会の名称は定期総会でも結構です。

（総会の構成）

第 1 4 条 総会は、会員をもって構成する。

【解 説】

会員とは個人を指します。

（総会の機能）

第 1 5 条 総会は、次の事項を議決する。

- （１）事業計画の決定
- （２）事業報告の承認
- （３）予算の決定
- （４）決算の承認
- （５）役員を選出
- （６）その他、会の重要事項に関する事

（総会の開催）

第 1 6 条 通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- （１）会長が必要と認めたとき。
- （２）全会員の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- （３）第 1 1 条第 4 項第 4 号の規定により監事から開催の請求があったとき。

【解 説】

総会は、地方自治法第 2 6 0 条の 1 3 により、少なくとも毎年 1 回開催する必要があります。また、地方自治法第 2 6 0 条の 4 により、年度終了後三か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うためには、通常総会を年度終了後三か月以内に開催する必要があります。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

【解説】

会議を招集通知は、地方自治法第260の15により「総会の日より少なくとも5日前までに」会議の目的である事項を示し、通知を行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解説】

定足数、議決に要する会員数は、第22条第2項により、書面表決を行った会員及び委任により代理表決を行った会員を含む必要があります。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の一とする。

(1) 前年度の事業報告と決算報告

(2) 新年度の事業計画と予算提案

【解説】

第5条の会員で説明したとおり自治会等の議決方法は、従来の「世帯単位」から「個人単位」でありますので、原則として、表決権は個人単位で平等です。ただし、従来の自治会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたことと考えられ、第2項の規定（特定事項については世帯の表決権を一票とすること）を設けることは可能ですが、その範囲は世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、合理的であると認められる事項に限られるものです。

（総会の書面表決等）

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）日時及び場所

（2）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（3）開催目的、審議事項及び議決事項

（4）議事の経過の概要及びその結果

（5）議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

【解 説】

総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するために、議事録を作成する必要があります。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の機能）

第25条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

【解説】

財産目録は設立時及び毎年度作成することとなっています。また、資産の処分については、法的定めではありませんが、自治会の重要事項ですので「4分の3以上」とするのが適当と考えられます。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

【解説】

事業計画及び予算の議決を年度開始前に行い、事業報告及び決算の承認を年度終了後に行うためには、通常総会を年2回行うことが必要になりますが、通常総会は、年度終了後3か月以内に行うのが通例と考えられます。

したがって、年度開始前に総会を開催し事業計画及び予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会において予算が議決される日までの間は、予算がないこととなりますので、第33条第2項のように定めておくことが実務上適当です。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、白井市長の認可を受けなければ変更することはできない。

【解説】

規約変更については、地方自治法第260の3の規定により、4分の3以上の同意が必要です。なお、「4分の3」の定数を変更する

ことも可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重である必要があります。規約変更する場合は、市民活動支援課で変更内容の確認を受けたうえ、総会で議決してください。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

【解説】

解散については、地方自治法第260条の21の規定により、4分の3以上の同意が必要です。ただし、規約に別段の定めがあるときは定数を変更することも可能ですが、少数の会員の意思により解散することを可能とする規定は適当でないことに留意する必要があります。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

【解説】

残余財産の処分は、営利団体に寄付したり、会員に分配することは適当ではないので、このように定めておくことが適当と考えられます。

第8章 雑則

(帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。